

11月は児童虐待防止月間です



厚生労働省 2009年度児童虐待防止ポスター

子どもをめぐる悲しい事件が全国で起きています。そのなかには児童虐待による事件があり、年々増加傾向にあります。子どもの健全な成長に影響を与えるだけでなく、命さえも奪うこともある児童虐待。悲しい事件を防ぐためにわたしたちはどうすればいいのか考えましょう。

小さなサインに気づいて

虐待の多くは家庭内で起こっているため、発見が遅れてしまうことが多いといわれています。

「おかしいと思っていたけど」と悲しい事件になって報道されたことで虐待の事実に気づくことがあります。周囲の人が連絡をする場合は「間違っていたらどうしよう」と

思うことがあるかもしれません。しかし、善意の連絡は、たとえ間違っていたとしても問われることはありません。

また、連絡した人の秘密も固く守られます。少しでも気になる子どもがいたら、身近な機関に連絡してください。

たとえば：

・日ごろから子どもの泣き声やまやまず、悲鳴が聞こえる

など、異常を感じる。
大きな怒鳴り声やしかり声
がいつも聞こえていて、その
声が限度を超えていると
感じられる。
・夜遅くまで大人が帰らず、
低年齢の子どもだけで夜を
過ごしている。
・夜間に小さな子どもが外を
歩き回っている、何時間も
外に出されている。
など

虐待とつけの違いは？

子どもが悪いことをしても注意できないの？

子どもが悪いことをしたときに、厳しく注意し、しつけを行うことは当然の行為ですが、暴力をもって善悪を教えることが問題行動をなくすために有効なことでしょうか。

しつけの方法として著しい暴力を与えることや、子どもに苦痛を与える方法は問題があります。
虐待事件のなかで「しつけのつもりだった」と報道されることがありますが、子どもの生命を奪う行為はしつけとはいえません。

町児童相談室

専任の専門員が虐待に限らず、18歳未満の子どもの関するさまざまな相談に応じ、いっしょに考えていきます。今まで言えなかったことを相談員に話してみること、気持ちに楽になることがあります。お気軽に相談ください。

毎月第2・第4金曜日
に開室（毎月1日号のおしらせ版にその月の相談日、場所を掲載）しています。

児童相談室より

子育ては楽しいことも多いけれど、子育てで不安に苦しむことはありませんか。子育てに自信をなくして焦ってしまうことはありませんか。

子どもの発達や接し方、ことばの心配、成長や環境の変化に伴うサインをいっしょに考えてみませんか。

ひとりで抱え込まず
お気軽に相談ください。



相談員(保育士) 神野 久代

子どものことを相談したいとき・児童虐待を発見したときは

- 町福祉課 ☎84-0316 月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
- 小田原児童相談所 ☎32-8000(代) 月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
- 子ども家庭110番 ☎0466-84-7000（電話による相談）
年中無休 午前9時～午後8時
- 子ども虐待ナイトライン ☎0466-83-5500（電話による緊急通報のみ）
年中無休 午後8時～午前9時
- 虐待相談かながわ（NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク）
☎0463-90-2260 月・水曜日（祝日を除く）午前10時～午後1時



里親制度をどう存じますか？

里親とは

親の離婚や病気などさまざまな事情で、家族と離れて暮らさなければならぬ子どもたちがいます。

里親は、そんな子どもたちを愛情と真心いっぱい温かい家庭で、養育して下さる家庭の方々のことです。

里親制度のいま

欧米では、事情により親元で暮らすことができない子どもの9割が里親に預けられるほど一般的ですが、日本では、大半が施設で生活し、里親のもとで生活している子どもはわずか10割です。

現状では里親の数が絶対的に不足しており、規模の大きな施設での生活が中心です。

里親になるためには特別な資格が必要ですか？

特別な資格は必要ありません。里親について子どもの施設などで研修を行います。

里親と同じ活動「週末家庭制度」

神奈川県では、施設に入所し一時帰省や面会できない子どもたちが家族の雰囲気を感じられる短期間ボランティアとして「週末家庭制度」を行っています。

講座を開催します

町では、ぜひ多くの町民の方に里親制度を知ってもらうため、「里親講座」を開催します。詳しくはおしらせ版11/1号を確認してください。

関心のある方は

「里親になりたい」など、関心がある方は、小田原児童相談所にご連絡ください。

小田原児童相談所

☎32-8000

福祉課

☎84-0316



開成町電子申請・届出システム手続一覧

平成21年11月現在

認証	手続名	担当課
	公文書公開請求	総務課 ☎84-0310
○	自己情報の開示請求	
	町営住宅不在届申請	財務課 ☎84-0322
	町営住宅明渡届申請	
○	印鑑登録証明書交付申請	
○	住民票記載事項証明交付申請	総合窓口課 ☎84-0315
○	住民票の写し交付申請	
○	住民票付記転出届	
○	犬の死亡届出	
○	犬の登録事項変更	環境防災課 ☎84-0314
	粗大ごみ収集申込	
	し尿処理申込	

※「電子申請・届出システム手続一覧」の○印は公的個人認証が必要なものです。利用には、住民基本台帳カードと電子証明書が必要です。住民基本台帳カードをお持ちでない方は、総合窓口課で申請、作成してください。

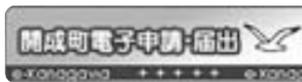
また、住民基本台帳カードをお持ちの方で電子証明書を取得していない方はカードを持参のうえ、総合窓口課で電子証明書の取得手続をしてください。（各手続とも手数料は500円です。）

インターネットで24時間365日
電子申請・届出システムが
利用できます

県や町役場などの窓口で行っている申請や届出などの手続が、家庭や職場などのパソコンからインターネットでできます。

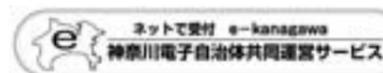
企画政策課 ☎84-0312

町ホームページの「開成町電子申請届出システム」から
<http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>



※電子申請・届出システムでの手続は、申請・届出のみのため、証明書の交付や手数料の支払いなどは、役場各担当窓口（土・日・祝祭日を除く8時30分～17時15分）へ来ていただく必要があります。

神奈川県電子自治体共同運営サービスのホームページから
<http://www.e-kanagawa.lg.jp/>



※神奈川県および県内30市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く全市町村）で「神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会」を設立し、共同で運営しています。